



質問 1

7年前に買入れたゴルフ会員権を譲渡しました。この会員権は、株主でなければ会員にはなれない、いわゆる株式形態のものです。株式形態のものと預り金形態のものとは、課税関係が異なるのでしょうか。

回答 ゴルフ会員権の譲渡であればすべて総合課税（譲渡所得）として課税されます。

有価証券の譲渡による所得は、平成元年4月1日以降分離課税とされていますが、ゴルフ会員権はこの対象とはされていません。

ゴルフ会員権といわれるものには「株主でなければ会員となれない会員権」と「その他の会員権」に区分されますが、前者の株式形態になっている場合の、その株式の譲渡による所得は、総合課税の譲渡所得として課税されることになっています。

注)「株主でなければ会員となれない会員権」とは、ゴルフ場の所有または経営に係る法人の株式または出資を所有することが、そのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における株式または出資者の持分をいいます。

また、預り金形態の会員権などの「その他の会員権」の譲渡の場合も、「会員権」という資産の譲渡による所得ですから、譲渡所得として課税されます。

したがって、ご質問の場合も、譲渡した資産は株式ではありますが、一般の有価証券の譲渡の場合のように分離課税とはならず、その譲渡による所得は総合課税として課税されます。

つまり、株式形態のものと預り金形態のものに限らず、ゴルフ会員権の譲渡であればすべて、総合課税として課税されます。

また、ゴルフ会員権の譲渡損失があった場合、他の所得と損益通算できるかということにつきましては、平成26年税制改正により平成26年4月1日以降ゴルフ会員権は生活に通常必要でない資産に含まれることとなったため、損益通算できない損失となりました。

北海道医師会は、 北海道に在住するすべての医師が利用できる 女性医師等支援事業を 推進しています。

北海道医師会は、医師の育児支援や仕事と家庭の両立を支援するために現役の先輩医師による相談窓口を開設しています。この窓口は、北海道に在住するすべての医師が利用できます。詳しくは、下記専用ホームページをご覧ください。

●相談窓口 ●育児支援 ●復職研修支援 ●介護支援

北海道医師会 女性医師等支援相談窓口

●詳しくはこちらをご覧ください 「女性医師等支援相談窓口」専用ホームページ <http://www.hokkaido.med.or.jp/josei-dr-shien/>
●ご相談はこちらへ ☎ 0120-112-500 FAX 011-231-7272 E-mail josei-dr-shien@m.dou.jp
北海道医師会 〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 <http://www.hokkaido.med.or.jp/>

男性医師の
アクセス歓迎

Doctor
Support

